

湯之谷商工会個人情報保護規程

(趣旨)

第1条 この規程は、湯之谷商工会運営規約第53条第4号の規定に基づき、湯之谷商工会(以下、「本会」という。)における個人情報の適正な取扱い及び個人の権利利益を保護することに関し、必要な事項を定めものとする。

2 この規程に定めるもののほか、個人情報の適正な取扱いに関する事項は、個人情報保護法、その他の法令及び新潟県商工会連合会(以下、「県連合会」という。)が定めた情報セキュリティマニュアルによる。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人の情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

2 この規程において「ホームページ」とは、電磁的方法により電子計算機の映像面を介して表示する媒体をいう。

3 この規程において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(基本姿勢)

第3条 本会は、個人情報の適正な取扱い及び利用目的について、個人情報保護に対する基本姿勢として本会ホームページ上に公表するものとする。

(個人情報取扱管理票の作成)

第4条 本会は、個人情報の管理について、所定の個人情報取扱管理票を用いて管理するものとする。

(収集の制限)

第5条 本会は、個人情報を収集するときはその利用目的を明確にし、目的達成のための必要な範囲で適正な方法により収集を行うものとする。

(利用及び提供の制限)

第6条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条で規定する利用目的を超えて個人情報を利用し、又は第三者に提供しない。ただし、次の各号のいずれかに該

当するときは、この限りでない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(利用目的の通知等)

第 7 条 本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し又は公表する。

2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式等で作られる記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対しその利用目的を明示する。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 本会は、利用目的を変更した場合は、その内容を本人に通知し又は公表する。

4 前三項の規定は、次の場合には適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(2) 利用目的を本人に通知し又は公表することにより本会の権利又は正当な利益を害するおそれがあるとき。

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(正確性の確保)

第 8 条 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(安全確保の措置)

第9条 本会は、個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため必要な措置を講じる。

(職員の義務)

第10条 本会の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 職員は、前項義務の一環として、個人情報が記録された電子計算機、端末機及び磁気媒体（以下、「電子計算機等」という。）並びに紙媒体について、次のとおり運用しなければならない。

(1) 本会設置以外の電子計算機、端末機及び磁気媒体（以下、「磁気媒体等」という。）は、本会事務処理規程に基づき事務局長の許可なく本会に持ち込んではならない。また、それら磁気媒体等への個人情報の複写についても同様とする。

(2) 電子計算機等及び紙媒体を業務上外部へ持ち出す必要が生じた場合は、所定の電子計算機等の持出し申請書により、事務局長の許可を得て行き、返却したときについても事務局長の確認を得るとともにウイルスチェックを必ず行うこと。

(3) 電子計算機等及び紙媒体を業務上外部へ持ち出したときは、個人情報を他の磁気媒体等及び紙媒体へ複写してはならない。なお、その際、原則として、インターネット接続及び他のネットワーク接続も行ってはならない。

(4) 電子計算機等及び紙媒体を廃棄する場合は、個人情報を復元不可能な状態にして廃棄しなければならない。

(委託に伴う措置)

第11条 本会は、個人情報の取扱事務を委託する場合は、個人情報の安全管理のため委託を受けた者が講ずべき必要な措置を指示するものとする。

(開示)

第12条 本会は、本人から本人の個人情報の開示を求められたときは、本人に対し遅滞なく当該個人情報を開示する。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある

場合

- (2) 本会の適正な業務の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 本会は、前項の但し書の規定を適用する決定をしたときは、本人に対し遅滞なくその旨を通知するとともに、その理由を説明する。

(訂正等)

第 13 条 本会は、開示を行った個人情報について、本人から内容が事実でないという理由によって当該個人情報の内容の訂正、追加又は削除(以下、この条において「訂正等」という。)を求められた場合には、他の法令により特別の手続が定められている場合を除き、当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で遅滞なく必要な調査を行い、訂正等の求めが妥当であると認めるときは当該個人情報の訂正等を行う。

2 本会は、前項の規定により個人情報の全部又は一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なくその旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知する。なお、訂正等を行わないときは、その理由を説明する。

(開示等の手続等)

第 14 条 第 12 条(開示)又は第 13 条(訂正等)の規定により、個人情報の開示又は訂正等の求め(以下、本条において「開示等の求め」という。)を行う者は、以下の各号に該当するすべてを記載した書面を本会に提出しなければならない。

- (1) 開示等の求めを行う者の氏名及び住所
- (2) 開示等の求めに係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 第 13 条に規定する訂正等の場合にあつては、訂正等を求める内容
- (4) その他本会が定める事項

2 開示等の求めは、法令で定めるところにより、代理人によって行うことができる。

3 本会は、第 12 条の開示を行う場合、当該開示に要した経費実費を請求することができる。

(苦情処理)

第 15 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情については、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故対策)

第16条 本会は、個人情報漏洩事故が発生した場合、迅速かつ誠実な対応を行うものとする。また、必要に応じ、県連合会と協議しその対応を図るものとする。

(細則)

第17条 この規程に定めるもののほか、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

(実施の時期)

この規程は、平成18年4月19日から実施する。